

○経済産業省令第三十三号

電気工事士法（昭和三十五年法律第三十九号）を実施するため、電気工事士法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和四年三月三十一日

電気工事士法施行規則の一部を改正する省令

電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

経済産業大臣 萩生田光一

改正後	改正前
<p>(免状の交付の申請)</p> <p><b>第六条</b> [略]</p> <p>2 都道府県知事は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十五第一項の規定により免状の交付を受けようとする者に係る同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報を利用することができないときは、免状の交付を受けようとする者に対し、住民票の写しその他の住所、氏名及び生年月日を確かめるに足りる書類（以下「住民票の写し等」という。）（有効期間又は有効期限のあるものにあつては、都道府県知事が提出を受ける日において有効なものに、その他のものにあつては、都道府県知事が提出を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。）を提出させることができる。</p> <p>(認定証の交付の申請)</p> <p><b>第九条の二</b> [略]</p> <p>2 産業保安監督部長は、住民基本台帳法第三十条の九の規定により認定証の交付を受けようとする者に係る同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報の提供を受けることができないときは、認定証の交付を受けようとする者に対し、住民票の写し等（有効期間又は有効期限のあるものにあつては、産業保安監督部長が提出を受ける日において有効なものに、その他のものにあつては、産業保安監督部長が提出を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。）を提出させることができる。</p> <p>(認定証の書換え)</p> <p><b>第九条の五</b> [略]</p> <p>2 産業保安監督部長は、住民基本台帳法第三十条の九の規定により認定証の書換えの申請をしようとする者に係る同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報の提供を受けることができないときは、認定証の書換えをしようとする者に対し、書換えの理由を証明する書類を提出させることができる。</p>	<p>(免状の交付の申請)</p> <p><b>第六条</b> [略]</p> <p>2 都道府県知事は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十五第一項の規定により免状の交付を受けようとする者に係る同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報を利用することができないときは、免状の交付を受けようとする者に対し、住民票の写しを提出させることができる。</p> <p>(認定証の交付の申請)</p> <p><b>第九条の二</b> [略]</p> <p>2 産業保安監督部長は、住民基本台帳法第三十条の九第一項の規定により認定証の交付を受けようとする者に係る同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報の提供を受けることができないときは、認定証の交付を受けようとする者に対し、住民票の写しを提出させることができる。</p> <p>(認定証の書換え)</p> <p><b>第九条の五</b> [略]</p> <p>2 産業保安監督部長は、住民基本台帳法第三十条の九第一項の規定により認定証の書換えの申請をしようとする者に係る同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報の提供を受けることができないときは、認定証の書換えをしようとする者に対し、書換えの理由を証明する書類を提出させることができる。</p>

備考 表中の「」は注記である。

様式第二中「第30条の5第1項」や「第30条の6第1項」及び「写し」や「写し等（有効期間又は有効期限のあるものにあつては、都道府県知事が提出を受ける日において有効なものに、その他のものにあつては、都道府県知事が提出を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。）」とある。

様式第五中「第30条の5第1項」や「第30条の6第1項」及び「写し」や「写し等（有効期間又は有効期限のあるものにあつては、都道府県知事が提出を受ける日において有効なものに、その他のものにあつては、産業保安監督部長が提出を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。）」とある。

様式第五の二中「第30条の5第1項」や「第30条の6第1項」及び「写し」や「写し等（有効期間又は有効期限のあるものにあつては、産業保安監督部長が提出を受ける日において有効なものに、その他のものにあつては、産業保安監督部長が提出を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。）」とある。

様式第五の四中「第30条の5第1項」や「第30条の6第1項」及び「写し」や「写し等（有効期間又は有効期限のあるものにあつては、産業保安監督部長が提出を受ける日において有効なものに、その他のものにあつては、産業保安監督部長が提出を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。）」とある。

この省令は、令和四年四月一日から施行する。